

第3回 評価・分析ワーキング・グループ 議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：2017年4月17日（月） 12:00～14:00
2. 場 所：中央合同庁舎第8号館 8階特別大会議室
3. 出席委員等

主査	伊藤 元重	学習院大学国際社会科学部教授
主査	高橋 進	日本総合研究所理事長
主査代理	鈴木 準	株式会社大和総研政策調査部長
	赤林 英夫	慶應義塾大学経済学部教授
	石川 良文	南山大学総合政策学部教授
	伊藤 由希子	津田塾大学総合政策学部准教授
	宇南山 卓	一橋大学経済研究所准教授
	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科・政策大学院教授
	羽藤 英二	東京大学大学院工学系研究科教授
	地下 誠二	株式会社日本政策投資銀行常務執行役員
	足立 慎一郎	株式会社日本政策投資銀行地域企画部担当部長
	吉原 祥子	公益財団法人東京財団研究員兼政策プロデューサー
	越智 隆雄	内閣府副大臣（経済財政政策）

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
社会資本整備等分野の分析事例について
3. 閉会

(配布資料)

- 資料1 わが国水道事業の現状・課題・将来予測と今後のソリューションの方向性（日本政策投資銀行 地下氏、足立氏提出資料）
- 資料2 公共施設等改革の経済・財政効果分析
（内閣府政策統括官（経済財政分析担当）提出資料）
- 資料3 公立病院経営に関する分析
（内閣府政策統括官（経済財政分析担当）提出資料）

- 資料 4 伊藤由希子委員提出資料
- 資料 5 インフラ更新投資規模試算と問題解決のための対策と政策
(東洋大学 根本氏提出資料)
- 資料 6 土地の「所有者不明化」～自治体アンケートが示す問題の実態～
(東京財団 吉原氏提出資料)

(参考資料)

参考資料 医療提供状況の地域差 (平成29年 4月12日 経済財政諮問会議)

(概要)

(資料 1 について日本政策投資銀行より説明)

○地下常務執行役員 日本政策投資銀行の本来の業務は、民間ベースの社会資本整備への投融資がメイン。主要な取引先は鉄道、大規模ディベロッパー、エネルギー業界、運輸事業者等ということで、2000年ごろから、将来の人口減少、すなわち売り上げ減少を見込んだそれら産業の長期的対応についての問題意識は実務的に持っていた。

その中で、まちづくりの観点から言うと、公共インフラも人口減少、財源減少の中で、将来は従来型のファイナンスだけではだめなのではないかということで、イギリスのPFIを学び、早い段階からファイナンスベースでもお手伝いをしてきた経緯がある。

特にエネルギー業界は売り上げ減少を見込み、エネルギーの高カロリー化や、合併による規模の経済の追求を行ってきた。一方で、公共事業の中でも本日御説明する水道事業は公営ということで、千数百の事業者が統合も難しいまま現在に至っており、民間のユーティリティ事業者に比べるとそうした対策が十数年遅れているのではないかと考えている。

将来を見込むと、従来のような公共ファイナンスだけでは十二分に対応し切れない部分もあるだろうということで、色々な自治体の相談に応じている。我々は2通りの対応を行っており、自治体の相談と民間事業者へのファイナンスの相談の両方を行っているが、本日は公共団体へのソリューション提供を担当している者から、公共サイドに立った問題点の説明をさせていただく。

○足立部長 資料 1 を使って御説明させていただく。1 ページ、本日の主な内容としては、我々が今回試算した水道事業の将来予測、そして、それを受けての水道事業のソリューションの方向性についてお伝えしたいと思う。

3 ページ、まず現状として、我が国の水道事業が直面する課題。特徴とし

では全国1,300を超える大変多くの事業者がいる。そうした中で主な課題としては、まず1点目が給水人口減少、2点目が設備・管路の老朽化。現在、管路更新率が0.76%と大変低く、この更新対応がこれから喫緊の課題ということである。

4ページ、3点目の課題が職員の高齢化、技術承継。このあたりまでは一般的に言われているところだと思うが、4点目の課題が料金格差。最も料金の高い地域と低い地域の差が10倍近くある。このあたりも見過ごせない課題と思っている。

5ページ、課題の5点目として掲載したのが、人口規模の小さな地域ほど現状で経営が厳しいということ。下の表は、給水人口規模別に、損益状況を1つの事業者の平均値の形で掲載したもの。おおむね人口5万人のラインを境として給水損益が大きく悪化し、一般会計からの負担金の比率も大きく上昇する。ただ、これは逆に言うと、現在はまだ人口5万人以上いる地域はあまり経営の悪化が顕在化していないのではないかと、というような見方もできてしまうかもしれない。ただし、将来の絵姿は大きく異なってくる。そのあたりを次ページ以降で御紹介したい。

6ページ、最近我々で将来シミュレーションを行った。まず最初は全国の末端事業者の集計。こちらは今後の人口減少と、管路の更新投資を適正水準にまで上げて実施するという前提のもとで試算したものであるが、これによると経常損益が赤字に転落するのを回避するためには、30年後に6割以上の料金値上げを行わなければいけない。債務残高も2倍近くに増加見込みである。

事業者ごとに当然課題の程度、内容は異なるところであり、7ページ、8ページ目をご覧いただければと思うが、7ページ目は給水人口50万人弱ぐらいの中核都市を対象とした仮想のシミュレーションである。こちらをご覧いただくと、30年後には6割まではいかないが、5割程度の料金値上げが必要で、債務残高も2倍以上に増加見込みである。

また、8ページ目は給水人口4万人程度の農村都市Y市。こちらは状況としては厳しく、30年後に3倍以上の料金値上げが必要であり、債務残高も3.7倍以上ということである。これらから言えることは2点。1点目は地域や都市規模ごとに状況は異なるということ。2点目は、大規模事業者であっても将来の厳しさというのは全く変わらず、水道事業の経営問題というのは小さな規模の自治体だけの問題ではないということ。

9ページ目でこれまでのところをまとめているが、ご覧頂いた諸課題と将来予測に対して、1,300を超える数の多い事業者が個々に対応していくのでは非常に厳しいだろうと思っている。課題解決の大きな方向性としては、まず

は広域化、2点目としてはコンセッションなど民間ノウハウを活用して、長期にわたる更新投資のプランニングやマネジメントをしっかりと実施していくといったような、従来よりも一歩進化した官民連携を行うことによって、料金値上げ等々の地域の負担を和らげていく、抑制していくといったことが重要となるのではないかと考えている。

ただ、よく言われることだが、とりわけ広域化については、行政レベルでの広域化というのは料金格差とか財政格差などもあり、難しいところもあるかと思う。我々としては、そうした中でできるところから着実に、かつ、スピード感を持って課題解決にあたるための1つの手法として、官民連携をてことした実質的な広域化を図っていくのが有用ではないかと考えているところである。

具体的な絵姿をこれ以降でご覧頂きたいと思うが、その前に11ページ目、12ページ目で官民連携先進国と言われているフランス、英国の状況も簡単にご覧頂きたい。

まず11ページ目のフランスであるが、フランスでは全国で3万6,000という大変多くの自治体が存在しており、ここが日本と同様に水道の供給責任を持っているが、実際の運営は7割近くが100年以上も前から民間に委託されている。民間の中身を具体的に左下の円グラフに書いているが、上位3社で寡占状態という状況にあり、フランスでは民間ベースで事実上、広域化も実現されているという状況である。

12ページ目は英国であるが、英国も20世紀初頭にはまだ約2,000に及ぶ自治体公営ベースでの水道事業者が存在していたわけであるが、1973年に流域ごとに地域独占の10公社に強制力を持って広域化された後に、1989年に民営化という経緯をたどっている。現在は非常に強力な公的機関であるOfwatという組織が、民間水道会社のモニタリングや、料金規制を実施している。英国、フランスともにやり方は異なるが、共通点としては、官民連携だけではなく広域化もしっかり推進していることと、官のガバナンス、モニタリングのもとで適切な官民役割分担、リスク分担化が図られているということが言えると思う。

こうした海外の事例も踏まえた上で、日本でこのようなスキームが1つ考えられるのではないかというものを13ページ目に示している。図をご覧頂くと、まずコアとなる自治体がコンセッション等の活用で踏み切ることを契機として、民間事業者の参画する広域的官民事業体という担い手を組成し、ここを受け皿として順次、複数の市町村からも事業委託を行い、規模の経済を働かせていくことで、実質的な広域化が図れるのではないかというものである。

ポイントとしては、自治体の間での調整というのは特に前提としていないため、料金格差などはそのまま、実質的な広域化によって、それぞれの地域の料金値上げの抑制につなげていけるのではないかということである。ただし、スキーム実現のための課題も3点ほどあるかと思っている。

14ページ目以降でご覧頂ければと思うが、まず課題の1点目は担い手の形成。フランスなどでは100年以上も前から当たり前に民間事業者が運営を担っているが、日本では当然これまで公営の歴史があるので、こうした特徴なども踏まえた上で、複数かつ段階的な形成が期待されるのかなと思っている。イメージとして①～④と4つほど掲載したが、まず1番目、盤石な技術とか運営ノウハウを持っている、例えば大阪市のような大都市自身が民営化、組織形態変更をして形成する事業体。2番目として人口十数万人とか数十万人クラスの政令市、中核市といったところが民間と連携してつくる官民協働事業体。まずはこの①、②あたりが核となって、広域化の流れをつくっていきるとよいのではとイメージしている。また、根づくのに少し時間はかかるかもしれないが、③、④の純民の事業体についても当然期待はしたいと思っている。特に③の国内の事業者については、今後長期にわたる更新投資のマネジメントや発注を行うことを考えていくと、そうしたノウハウを持っている電力、ガス等のユーティリティ系事業者などにも期待をしたいと思っている。

15ページ目、課題の2点目は官民の適切な役割、リスク分担。これは特に水道ではほかのインフラにも増して重要だと思っている。これに関連して申し上げますと、先月3月7日に水道法改正が閣議決定され、公共が水道事業者の認可を持ったままでコンセッションが活用可能となる見込みとなったということで、大変有意義な制度改正も推進していただいているところと理解している。ただ、これをさらにより理想的にということで申し上げますと、現在行われているような、「コンセッションを活用する際の認可を民間に置こう、官に置こう」といった議論をもう一歩進め、より柔軟かつ骨太な制度設計などもあるとよいと思っている。

具体的なイメージを下のほうで書かせていただいているが、電力等々の事業法なども参考として、例えば施設保有と事業運営の一切を行う一種事業者、また、店子としての二種事業者、大家としての三種事業者といった形で定義づけをした上で、多種多様な官民の運営主体の参入を可能として、事業者ごとの役割、リスク分担については、地域の実情に応じて経営から維持管理まで柔軟に設定できることを法律上で位置付け、その上で各事業者がそれぞれの責任やリスクや権限を担っていく。このようなことが可能となれば、大変有意義と考えている。

16ページ目で、課題の3点目であるが、モニタリング組織の整備。こちら

も重要で、各地域で安心感を持ってコンセッション等の進化した官民連携に踏み出すには、料金値上げの妥当性や、経営の健全性等々をしっかりとチェックすることができる第三者モニタリング組織の整備が大変重要だろうと思っている。

イメージとして3点ほど下の図に書かせていただいたが、1つ目として例えば英国のOfwat型、日本で言えば資源エネルギー庁のような機関と言えるかもしれないが、こうした組織を、多少大がかりとなるが、国が主導して整備するというものもあるかもしれない。また2つ目としてフランスのような例も参考として、市域・流域ごとに工夫して整備していくといったところもあるかもしれない。また3つ目が日本ならではの特徴かと思うが、大阪市など大都市の公営事業体が非常に高い技術力や運営ノウハウを持っているということがある。モニタリングの面でも、こうした事業体に御活躍いただき、組織形態変更等を通じて、ほかの地域のモニタリングを支援していくといったようなこともあるのではないかと考えている。

18ページ目以降はまとめである。水道事業の経営改善に向けて、スタートとして重要なことは、それぞれの地域の関係者で、まずは長期に渡る経営シミュレーションをしっかりと行い、単体・直営形態では将来は非常に厳しいということを数字でしっかりと認識する。また、誰が担ったとしても値上げは不可避であろうということや、料金の値下げは無理でも値上げを和らげる、抑制していく意味でコンセッション等の官民連携に取り組むメリットがあるということなどを、しっかりと共有することが重要ではないかと思っている。

下に図を書かせていただいたが、地域や都市規模によって課題の程度は当然異なるのだが、長期シミュレーション実施等のプロセスを経て、一歩踏み出す地域が少しずつ増え、担い手やモニタリング機関の顔ぶれが揃ってくれば、各地域が選ぶことのできる選択肢も増えてくるし、このスキームの実現可能性も高まってくると思う。

19ページ目は蛇足に近いが、今回御紹介したスキームが1つの手法として日本に根づいて、複数の官民事業体が広域的な担い手として発展していけば、中長期的には、たとえ公営事業体の数はまだまだ相応に多いままであっても、運営を担う事業者のベースでは20や30に集約されて、広域的かつ効率的な経営が実現されるといったような1つの絵姿も描けるのではないかと考えている。例えばこのような成功ストーリーやビジョンを今の段階で、国レベルで提示するといったことも、大変有意義ではないかと考えているところである。

(資料2、3について内閣府より説明)

○内閣府(経済財政分析担当) 資料2と資料3について説明する。まず資料

2の2ページから説明する。公共施設等をめぐる現状ということで、施設の数、面積を示した図である。図表1は公営住宅・集会施設が多いということがグラフで示している。図表2では、延べ床面積で見ると我が国の主な公共施設の全体の約4～5割が小学校、中学校となっている。こういった施設の集約化、複合化によってどれだけ財政効果が出てくるか試算したというのがこの報告書のポイントである。3ページを見ていただくと、公共施設等の分布を横軸に、都市規模または可住地面積に占めるDID面積の割合ということでグラフを2つお示ししている。小規模の自治体、もしくは可住地面積に占めるDIDの面積が低い自治体のほうが、一人当たり、もしくは100人当たりの延べ床面積が大きく、それらの維持コストが重いという傾向が見てとれる。

続いて4ページ、公共施設等をめぐる現状③。図表4として、提供サービス別の利用者100人当たり延べ床面積が表になっている。教育・保育、小学校・中学校の建物の面積が大きいという特徴がある。図表5は、その面積が、将来人口推計を用いて2040年にどうなるかということの種類ごとに描いたもの。直接行政は庁舎等々であるが、グラフを見ていただくと、公営住宅が将来大きく余る、もしくは小学校、中学校の一人当たりの建物面積が将来非常に大きくなるという特徴が見てとれる。

こうしたことを踏まえ、効率的に施設の維持管理をするにはどうすべきか、ということでも生まれたのが、5ページにある「公共サービスのソフト化」というアイデア。これは、建物等々を持たずとも公共サービスの提供が実施できれば、それらの維持管理コストは不要になるというもの。賃借するコストはかかるが、行政支出の圧縮が図れるのではないか。もしくは代替サービスということで、建物をそもそも使わないで提供できるようなサービスも多々あるのではないか。例えば教育を通信で行う、インターネットを使う、図書館も電子媒体を使うなど。そうしたことにより、今までのように行政サービス、公共サービスを、建物を使って提供することを減らしていく、もしくはやめる、ということが1つの道筋として考えられる。これが「ソフト化」の議論である。

続いて6ページ。そのソフト化に対応できる面積がどの程度あるかというのを計算したものが図表8。法令上建物を持たなければならないものはない、ということで、3.6億平米がソフト化できるということになる。現在公共的に保有している建物がこのくらい民営化できるという潜在的な規模感として御理解頂ければと思う。

続いて7ページ。これは学校施設について、ソフト化までは至らないまでも、集約、複合化した場合にどれだけ経済効果が出てくるかということを実験したものの。小学校、中学校を例として取り上げたのは、学童数の減少と

ということもあるが、非常に立地がよいところにあるということで、集約化、複合化になじみやすい。図書館、集会施設等、地域住民の文化・健康サービスの拠点としても小学校、中学校は非常に有利な場所にあることから、それぞれの地域で活用ができるのではないかと考えたということが、研究会の検討の背景にある。

その計算を一定の仮定に基づいて行ったところ、大体11兆円から29兆円というのが30年の累積効果。年当たりでは0.4～1兆円程度の歳出抑制効果になる。これは実際に統廃合をした16事例をもとに、最大、最小の2つを除いた14事例から計算した数字。それらの特徴が8ページに載っている。これらは小学校Aから小学校Nまで載せているが、実際に統廃合した結果、将来のランニングコストが減ったというものであるが、都市規模や、統廃合、集約化、複合化の縮減面積と、コストの削減額というのはあまり関係がなかった。それらの要因よりも、どういうタイミングでそれらがなされるかということが削減額に大きい影響という分析結果が出ている。事例のうち最大最小を取り除いたもので、おおむねマクロ的な数字をはじいたということである。

また研究会では、こうした単体の建物の複合化や集約化以外に、まちづくりについても分析をしている。それが9ページ以降。9ページに図表13、14、15と3つ載せているが、これまでの人口の移動が図表13、14であり、大規模の都市に人は集まるが、地方の過疎化は一層進むということ。特に東京圏への移動が多かったということを示しているのが図表14。これから先の人口動態を踏まえると、都市部で高齢化が急速に進み、地方部では人が減るという、それぞれの動きに特徴があるということである。

それを踏まえたのが10ページで、研究会でまとめた、それぞれの都市への対応である。大都市部、地方中都市、地方小都市と3つ概念を分けており、それぞれの都市において必要となる対応が違う。大都市部においては医療、福祉サービスの需要が急増すると見込まれるため、それらへの対応がポイントになる。地方中都市、小都市では、逆に都市機能の集約化を図ることによって居住コストの抑制を図る必要があるということが検討されている。

そこで11ページに、一例ではあるが、実際に政府で取り組んできた政策効果の試算をしてみようということで、まちづくりの取組を評価した。公共施設の再編によるまちなか集積、集住化の促進に対して、中心市街地区域の通行量や居住人口の変化をKPIとして仮定し、どれだけ効果があったか等の推計を行った。交流人口、いわゆるまちなかの通行量を増やす効果は検出できたが、それ以外の効果は判定できるような形にはなっておらず、今後の課題ということになっている。これが資料2。

資料3は、問題意識は同じようなものであるが、公立病院の経営に焦点を

当てた資料になっている。

2 ページに公立病院の現況として資料を載せている。公立病院改革が進んでいる中、自治体の設置する病院の数は減ってきた。かつ、独立行政法人として、経営形態を変えている病院が増えているというのが現状である。ただ図表2にあるように、小規模病院の経営は非常に厳しいという結果が出ている。これは医療収支ということなので繰入金を入れて見た場合になるが、病床数50未満の一般病院は平均で収支率が7割、30%の赤字ということになっている。

3 ページは、公立病院の経営状態を民間病院と比べたもの。おおむねどの規模で見ても、公立病院は私立病院に比べると収益が悪い。そうしたこともあり、いわゆる自治体からの繰入金は、2005年には病床1つ当たり300万円であったものが、2015年には370万円となり、20%以上増加している。

4 ページから5 ページでは、公立病院の経営がどのように変わってきたかということ、2007年から2014年度まで累積して評価した分析結果を紹介している。4 ページの図表5で、左側に収支が改善した病院が257サンプルでとっており、右側には収支が悪化した病院348がとっておりある。これらの病院を規模別に大規模、中規模、小規模、小規模の中でも不採算ということで、病床の規模別に並べた図になっているが、収支が改善したグループは、ほとんどが収益と費用の両方を伸ばしながら結果として収支を改善している。他方で収支が悪化した病院の中は、収益も費用も両方減少させたというところで、一番大きい87病院と出ている。このように収支を改善した病院は費用の増加を伴いながら売り上げも伸ばす、医療費も伸ばすというような形で収支が改善しており、コストを抑制した病院は一層、収益が悪化しているというような二極化が発生しているということが判明している。

5 ページで、収支の改善を価格の要因と患者数の要因に分解したグラフを掲載している。これも大規模、中規模、小規模、小規模の不採算地区ということで規模別に分解しているが、大規模病院の収益が改善した要因は平均単価（外来）、平均単価（入院）と書いてあるように、価格要因で改善しており、患者数は減っているというのが現状である。この傾向は、規模は変わっても同じであり、小規模病院のほうが価格による押し上げが弱く、患者数の減少によるマイナスが大きいということで収支率が悪化したということが、2007年から14年の間に起こっていた。

6～7 ページは、それぞれの単価の動きを分類したもの。6 ページでは、入院に関して病床規模、分類①というものがDPC病院の400床以上の大きい病院、分類④が非DPCの200床未満の小さい病院。入院単価、入院手術料はおおむね報酬改定の年に上昇率が高いが、大規模のDPC病院で大きく引き上げられ

ていた。これは先ほどの収支改善の背景要因の1つとなっている。

7ページは外来についての表。外来単価については大規模DPC病院で上昇率が高く、小規模非DPCで低いという傾向が見られる。ただ、外来のうち検査の部分だけを取り出すと、分類にかかわらず、同じような上昇率になっている。外来の投薬単価は大規模病院、DPC病院で上昇が高く、小規模の非DPCでマイナスになっている。DPCであるので、早目に退院させて、外来投薬で患者の経過を見るということが行われている可能性も否定できないということがある。

8ページ以降は、小規模病院の立地状況と収支である。病院の動きを評価してきた中で、小規模病院が非常に厳しい状況にあるということが分かってきたため、そこを少し詳しく分析した。日本地図の中に色々な点があり、赤い点が不採算地区の病院で、青い点が不採算地区外の病院。小規模病院である406の病院について経営分析を行っている。

経営分析の内容を9ページに示しており、図表15にその分類のチャートが載っている。まず病院を不採算地区の中にあるのか、外にあるのか分ける。その後、不採算地区の中、外それぞれについて、競合する病院がそばにあるかどうかで4パターンに分類する。この際、何を競合の基準にするかによって分類される件数が変わるが、例えば病床数300床以上の病院が周りにあるかどうかで分類した場合、①不採算地区外にある病院で、かつ周りに競合がある病院が89件、②不採算地区外にあって競合の病院がない病院が35件、③不採算地区の中にある病院で、かつ周りに競合する病院がある病院が130、④不採算地区の中にある病院で、かつ周りに競合する病院がない病院が152。それぞれの病院の置かれた環境が異なっているということで、4パターンに分類して経営指標を見ている。

12ページ、13ページで、タイプ①～④の病院に関する経営指標の一覧を用意している。タイプ①の病院は、不採算地区の外にあって競合病院が周りにあるタイプ。これは立地地域の人口密度が高いということであるが、周りに競合病院があるので、病床シェアは低く、経営指標は悪化傾向にあるということが言える。タイプ②の、不採算地区外にあって競合病院がない、その地区唯一の病院という場合には、人口の減少率が高い、余り好ましくない地域に立地しているのだが、外来患者の数が多く、経営指標は比較的良好という傾向がある。不採算地区内の病院については、タイプ③は、②や④に比べると人口密度が高い地域に立地しているものの、療養病床比率が高いために外来患者数が少ないということで、経営指標は余りよくないことがわかる。不採算地区内にありながら、かつ、競合相手がいないというタイプ④については、人口密度の低い地域であり、かつ、外来患者数も少ないということで病床の稼働率も低く、経営指標が一番厳しいということが、外形的な分類から読み取れる。

14ページに、以上のように分類した病院に対する繰入金の一覧表を載せている。表の①～④に対応して、それぞれの他会計からの繰入金金額が書いてあるが、1床当たりの他会計の繰入金が①から④の順番で高まっている。他会計の依存度も①、②、③、④という順番で高まっている。④の病院は、その地域に1つしかなく、かつ、支援する必要がある。このように病床の再編もしくは地域の医療圏構想の検討に役立つ見える化の一環ということで、今回、分析をした次第である。

(資料4について伊藤由希子委員より説明)

○伊藤由希子委員 資料4として、報告書の分析の追加として何点か資料を作成した。初めの2～4ページ目は、総務省が作成している地方財政白書から抜粋した公立病院事業の規模的な概要についてである。先ほど御説明もあった水道事業や下水道事業と病院とを比べると、一番大きな特徴は、ほぼ公営のみの水道事業に対して、公立病院は現在では病床規模で言うと公営は12%にとどまり、大多数が民間病院であるということ。そして、近年の地域医療構想にあるように、病床を150万から120万に削減する議論の中で、まず民間病院にそれを求めるよりも公立病院が先鞭であるべきという議論がある中、特に公立病院の再編が強く求められている。

5ページに、研究会を立ち上げた背景として、公立病院をめぐる論点を大きく2つに分けて考えた。1つは病院内部でパフォーマンスをなるべく上げるようにするという事。具体的には病院同士の統合、再編をして、組織の効率化を不可避的に図って人材ないし診療機能を改善すべきであるという論点である。この点に関しては既に総務省が平成19年の公立病院改革プランに続き平成27年新公立病院改革プランを出して、主に資金面で病院の統合や再編を誘導するインセンティブ政策は実施している。

ただ、これに関して1点つけ加えると、総務省のプランは病院があることが前提なので、病院の統合や再編にはお金をつけるが、ただ病院を廃止する、つまり再編なしのスクラップに関しては、明確なインセンティブはつけられないため、病院が温存されるだけになるという課題がある。

もう一つは、当然のことながら人口減少に代表される外部環境へ対応すべきという議論である。先ほどの議論と両輪であるが、民間病院において十分な医療サービスの量や質が提供されている地域において、なお公立病院の役割はどの程度必要なのか。以上の1点目と2点目についてそれぞれ補足を申し上げたいと思う。

6ページで、業務の効率化の程度についてプロットした。横軸が「医者あたりの入院患者数」、これは、人材投資の密度の指標で、左に行くほど医者

当たりの入院患者数が少ない、つまり医療密度は高いということを示している。縦軸では「入院1日1件あたりの単価」をとる。低密度で低単価の病院、高密度で高単価の病院が一部見られる。大多数の病院はその中間であるが非常に幅広く分布している。。

同様のグラフだが、7ページでは、横軸に病床利用率、つまり病院のベッドがどの程度埋まっているかを診療の密度の高さの指標とし、縦軸には医師当たりの診療の密度として、医師当たりの収益単価をとっている。点のプロットをみると病院単体で黒字、つまり補助金なしの状態の黒字の病院というのは、実は非常に少ないことがまず分かる。黒字の病院の分布というのは様々であるが、おおむね病床利用率は高いということが特徴である。一方で赤字の病院、特に赤字の経常利益率がマイナス30%より悪い、つまり費用に対して収益が7割程度以下の病院は、多くの領域に分布しており、この分布だけでは特徴がうまくつかめないほど、赤字要因は実に様々であることがわかる。

このように、赤字病院と一口に言っても混沌とした状況である中では、病院内部でのデータだけでは目指すべき方向性が不明瞭だ。外部環境を見る必要があるというのが研究会の方向性でもある。特によく言われる公立病院改革への反論としては、地域の重要なインフラとして非効率であっても公立病院が必要である、もしなくなればそこから人口減少が進んでいって、地域が崩壊してしまうというような議論が多々ある。そこで報告書では外部環境の要因について分析を進めた。

8ページは、その地域に他の200床以上の病院があるかどうかによる分析である。7.5キロ圏内に病院が競合しているか、15キロ圏内に病院が競合しているか、30キロ圏内に病院が競合しているかというGIS情報、地理的情報を使い、経営にどれくらい影響しているのかということ进行分析した。8ページ目の表の一番下を見て頂くと、200床以上の病院があるかどうか、ある場合は1なのだが、それが7.5キロ以内にある場合、15キロ圏内にある場合、30キロ圏内というふうに3本立てで分析をすると、200床以上のほかの病院の立地が遠くであればあるほど、病院本体の経営力は高いというような結果になった。ほかの係数と比べてみても、地域要因というのは大きな影響を示している。

この分析はパネル化可能な全自治体病院が対象である。隣接病院があるということは地域にそれだけ人口がいるということも示すため、隣接病院があるということだけでは必ずしも経営にはマイナスになっていないが、これを例えば小規模病院だけに限ると、病院が小規模病院で、かつ、地域にほかの病院があるということは経営にマイナスにつながっている係数が多く出てくる。したがって病院の供給過剰が発生している地域というのが一定程度存在するということを示す結果になっている。

また最終頁にあるように、公立病院に関しては様々な資金の出どころがあり、都道府県から2,390億円、市町村の一般財源からは3,780億円の繰入金を出している。少ないとは言えないこれらの拠出、繰入金の使い道については、引き続きその妥当性を検証する必要がある。

(資料5について事務局より説明)

○事務局 資料5「インフラ更新投資規模試算と問題解決のための対策と政策」をご覧頂きたい。これは過去に整備されて、現存しているインフラを更新するために、どの程度の投資が必要であるかということを実況把握する観点から、インフラ更新投資の必要金額について、東洋大学の根本教授が定量的な試算を行っておられるということで、問題解決のための対策、政策として資料をご提出いただいたものである。

インフラ更新投資必要金額試算と上に書かれたページがあるが、試算の基本的な考え方として、現存しているインフラを、耐用年数到来時点で、その物理量を標準単価で更新すると仮定した場合の年間平均更新費用を試算したのものとなっている。式で表すと、現在の物理量にその標準単価を掛け、耐用年数で割ることによって求めている。

試算の範囲としては、国の公共施設、地方の公共施設、道路、橋梁、水道、下水道についての試算となっており、公園、トンネル、河川施設等は計算には含めていない。これは標準単価の設定が困難であるためである。

結論としては、まず更新投資の必要金額については年9.17兆円になる。また比率として、公共施設と土木インフラでは、ほぼ半々になっている。

それに対する評価は3つあり、1つ目は現在の規模というのは持続不可能であるということ。いかにその9兆円を調達するかではなく、いかにして9兆円かけずに現在の公共サービスの質を維持するかというように発想を切り替えていく必要があるということである。

2つ目は、先ほど公共施設と土木インフラの比率は半々と申し上げたが、生命や生活の質に直結する土木インフラが半分であるということで、そうしたものはソフト化や統廃合の対策が可能な公共施設に比べて、取りうる手段が限られているということ。

3つ目は、地方のウェイトが大きいということで、地方自治体の本気にならないと問題が解決しないということ。以上の3点が挙げられている。

次に、対策の概念と政策として、ソフト化、多機能化・共用化、広域化、統廃合、サービスの転換、長寿命化や短寿命化、集住といったようなことが対策として挙げられており、こうした対策を自治体が導入しやすくするための国の役割について4点述べられている。1点目はソフト化に対してインセ

ンティブを付与。2点目は、公共施設に関しては行政財産等の目的を固定化せず、自由に用途が転換できるような一般的な行政財産制度の導入など。3点目として技術やサービスの開発の促進。4点目として、集住を促すために居住誘導地域で地域以外のインフラのグレードの引き下げをするといったディスインセンティブの導入。こういったことが、国の役割として挙げられている。

○鈴木委員 最初に日本政策投資銀行から、非常に知恵のある実質的な広域化というお話があった。確かにさまざまなノウハウや調達面などで、水道分野では規模の経済を追求する余地は相当大きいと思うが、自治体間の調整は前提とされていない、あるいは料金格差も認める形での広域化というお話だった。もちろん具体的な話はこれからだと思うが、その場合、住民からすると、透明性という意味では、会計的には今までとあまり変わらない形になる。実質的な広域化でうまくやれるとすると、ガバナンスがきくようになるということか。振り返ると、これまでは料金の値上げをすべきであるにもかかわらず、料金の値上げができていない。必要な設備更新をしてこなかったのも、見かけ上で黒字であるかのような状況が続いてきていた。また、そうした状況下でこの実質的な広域化に入ってきていただく方法について、課題の共有が重要だという御説明であったが、これは自治体のトップの問題意識に期待するほかないのか。こうした新しい枠組みには、後から加わった方が得であるなどの心理が現場で働く可能性があるわけだが、その辺でお知恵があれば教えていただきたい。

また、内閣府の説明について何点か質問と意見がある。社会資本に関する資料2は数や面積が分析の中心だが、稼働率、入居率、使用率といったものはここでの議論にはあまり関係がないのか。そういう議論は研究会の中で何かあったのかどうか。稼働率等にも地域差があり、同じ1単位の施設でも使われていれば意味のある施設だが、使われていなければ意味のない施設だと思うのだが、こうした議論についてどのように考えるか。

それから、公共サービスのソフト化という話。個人的にも住宅は保有と賃貸のいずれがよいかがよく議論になるが、保有と借用は本質的にはあまり変わらないのではないか。もちろん、ITを使ったり合築をしたりすると色々なことがあるということはあるわけだが、本日の説明は政府がいれば良いお客さんなので安く借りられるというのがメリットということだった。実際に政府や自治体が借りの場合、周辺の相場よりも安く借りられているという実態があるのか。貸す側も政治リスクや行革が進む可能性など、色々なリスクがあると思うが、実際に安く借りられているのかどうかということについて、

情報があれば教えていただきたい。

また、米国のLow-Income Housing Tax Creditの例が資料に入っていた。公共施設についてこのような考え方を取り入れる余地はあると思うが、意見を申し上げれば、住宅に関してはすでに相当のことをやってきている。すなわち、自治体が財政で住宅を現物供給しているし、財投を使って政府のクレジットで低利融資をして公団が住宅を供給してきたし、政策金融で住宅ローンも供給してきた。さらに税制上で所得税の住宅ローン減税や保有や売却など、色々な段階で住宅に関する色々な税優遇を実施してきている。90年代までは景気対策というと必ず住宅が乗ってきていたように、住宅に関しては相当なソフト化をすでに実施してきたのではないか。

病院に関する資料3であるが、説明の中で不採算地区外と地区内のお話があったが、不採算地区外であっても中規模の公立病院では問題含みの状況がある。すなわち、医業収支悪化の病院で、収益が減少していると同時に費用が増加している、費用が減少しているが収益がともに減少しているといった病院が少なくない。不採算地区外でもそういう問題があるということが明らかにされていると思う。

また、タイプ①から④まで分類をしてファクトを整理していただき、頭の整理になった。それぞれのインプリケーションを考えてみると、タイプ①というのは公立病院以外に任せる、あるいは公立病院以外の形態を検討する余地がある。②に関しては一応の需要があり、「市場の失敗」を補う一定の働きをしている。タイプ③に関しては慢性期の入院が多いということなので、地域医療構想などとの関係が重要。つまり在宅医療の推進や地域包括ケアシステムの構築といったこととの関係が重要。④に関しては過疎地の医療なので社会的な意義があるが、とはいえコンパクト・プラス・ネットワークという視点との整合性をとる、あるいはそういう考え方も必要である。ファクトを整理いただいて、そこにインプライされていることは以上のようなことではないかと考える。

最後にもう一点、資料5、根本教授の資料に関して。物理的な量のデータさえあればこういう分析ができるということであるが、私の理解しているところでは、国富調査は1970年が最後で、それ以降は行われていない。現在は社会資本ストック統計として、内閣府が推計ベースでデータを持っているにとどまると考えてよいか。一方で今、自治体の固定資産台帳の整備や公共施設等総合管理計画など、色々なことも進んでいる。資料5を拝見すると、道路や橋梁は「不明のため暫定値」と書かれている。現在、インフラのデータというのは一体どのようになっていると考えればいいのか。政府の中のどこでどのように整理されているのかについて教えていただきたい。

○地下常務執行役員 1点目は日本政策投資銀行からお答えする。実は広域化については、本日は説明を割愛したが、公共同士の広域化というのも一部で進みつつある。例えば群馬県太田市を中心とする利根川流域の複数自治体が企業団を作り、広域化しているような事例がある。ただ、やはり公営水道同士なのでどこかに負担が寄ってしまうという問題と、収益を前提としないのでリスクだけとらなければいけないという部分で、実際は遅々として進んでいない。そのため、対案として民間を間に挟ませることで、事実上の広域化という提案をさせていただいている。

留意点は幾つかあり、鈴木委員から御指摘があったように首長の判断というのが一番大きいのが事実。今、具体的に進んでいるのは、例えば宮城県の村井知事のイニシアチブで、県の用水供給事業とそこから末端給水を受けている複数の自治体が将来的に同じ先へ民間委託をすることで効率化を図ろうという動きがあるが、これも知事の判断だと思う。もう一つの問題点は、日本では民間の担い手が十分育っていない。先ほどの説明の中でフランスのVeoliaという組織が出てきたが、こういう事業者が日本で頑張っている。日本のオリジナル事業者はまだ飲み水のリスクを取るのが怖いということで、十分育ち切っていないが、ジャパンウォーターや水ingなど、かなりのオペレーションを受託するところまでは出てきている。そして、次なる課題はファーストランナーに対するインセンティブをどうあげるかということだと思う。ここでもよく議論になっていると思うが、自治体の悩みは、公営水道でやっているときは法人税を払わなくてよいが、民間に委託すると税負担をしなければいけないなど、色々な制度上の調整を図らなければいけないという様々な難点があること。早く手を挙げたほうが何らかのインセンティブがあるようにすることで背中を押すことは必要だろうと思っている。

ただ、非常に期待しているのは、現在、水道法の改正手続きが進められていて、来年度から施行されると官民の役割分担がやりやすくなる。まだ制度的には発展途上だと思うが、今後は相当期待できるのではないかと思っている。

○内閣府（経済財政分析担当） 資料2の質問からお答えする。まず1点目、公共施設の稼働率の話だが、研究会の中では稼働率の話は委員から指摘があり、物によっては高い稼働率、物によっては低い稼働率というものをどう考えるか。統廃合するときどこに寄せるかというポイントは稼働率が重要ということと、統廃合したときの移動時間増の経済価値をどう考えるかということもあった。ただ、今回の試算の中ではそれらは考慮せず、機械的にランニングコストの抑制分を計算している。

また、ソフト化の文脈で政府が調達もしくは賃貸する場合には安いというデータがあるかどうかということだが、これはそうしたデータをもって計算したわけではない。ある程度の推量ということで、政府が長期的に賃借するのであれば広告宣伝費は要らない、その部分のコストが削減できるのではないかなというように想定している。

3点目のタックスクレジットの米国の例は、民間事業者が色々な施設、公的に使う施設を供給するインセンティブとして税制が使えるという例で研究会の中で指摘があったが、住宅全体を増加させたいというような文脈では引用されてはいなかった。

資料3だが、不採算地区へのインプリケーションということで、鈴木委員が言われたようなことを研究会でも各委員が認識している。色々立地の評価を踏まえた上で何をすべきかというとき、公立病院単体の改革では済まない。要するにまちづくりも含めて考える必要がある。いわゆるコンパクト・プラス・ネットワークの文脈の中で病院をどう位置づけるか。地域の中で医療資源、看護師、医者もそうだが、医療資源が限られている中で最適に医療サービスを提供するためには、どこにどういう病床を置き、医者はどういうところで、どういう医療サービス、外来サービスを提供するのがいいのかという全体を踏まえなければ、例えばタイプ④の持続性は確保できないというような議論が研究会ではあった。

○内閣府（経済社会システム担当） インフラの物理量のデータということで鈴木委員から御質問があった。ストックの統計を私どもで編纂しているが、そこでは投入の投資額を積み上げ、それを現在価値に割り戻している。物理量は、現実には管理者が色々分かれているため、意外と把握がしにくい。その中でも道路は、道路統計年報として割と把握されている。ただ、根本教授は舗装の打ちかえ分だけを取り出して計算しているので、その数字がないということかと思う。そうしたことについて現在、2020年までに施設管理者ごとに個別管理計画をつくるということで、施設費がどの程度かかるか、物理量も含めて計算しているところである。そうしたものを待たなければ、まだ完全な数字ではないと考えている。

○佐藤委員 まず水道の件について。鈴木委員からも御指摘があった料金格差のことだが、このスキームの売りは、地域間で料金格差はそのままに、それぞれ自治体ごとに民間事業者と契約すればいいという考え方かと思うが、料金格差の原因は単に原価だけではなく、恐らく一般会計からの繰り出し金の問題があるのではないか。そこはどう整理するのか。つまり利用者はある料金を払うが、同時に自治体は何らかの補助金を出しているわけであるから、この補助金部分というのはいわゆるサービス購入型的なものとして理解する

べきなのか、あるいは補助金をやめて、あくまで原価ベースでの地域間格差だけを許容するという形に将来的には収れんさせるということか。そのあたりの関係を御説明いただければと思う。

また、社会資本の方で、公共施設の御説明の中に実証分析が11ページにあったが、ここで対象となったのは、実際に公共施設のまちなか移転や改築など、何らかの取組を行った自治体の指標だけを拾ったということで、その自治体はその取組のあった前後でどう集積が変わったのかという意味なのかどうか。なぜこれを聞くかということ、取組の前後を見るのも大事だが、取組をしている自治体とそうでない自治体で見たほうが、DIDはきれいに出来ると思うため。取組をすればこそ、このようなKPIとして情報が集まってくるのだが、取組のない自治体で何が起きているのかということを知るのが本当は重要なのではという気がした。この実証研究のところの御説明があればと思う。

また病院については、社会保障一体改革の関係で私は似たような仕事をしている。本日は医療かつ公立病院というピンポイントな議論であり、点の議論であるが、面として全体を理解すると、民間の病院との関係、在宅との関係も重要なのだが、特に介護との関係で位置づけていくことが重要。特に、もしこれから公立病院が病床を減らしていくなら、療養型病床に関して言えば、その受け皿は必ずしも病院ではなく、介護であったり在宅医療であったりというようになると思う。その点で、介護との連携は地域でどう捉えるのかということ、所見があればお聞きしたい。また病院同士の競合について、200床以上の病院との距離で見るとはいいと思うのだが、例えば重複感などは分析できないのか。同じような診療科を持っている病院同士が近いとか遠いとか、調べるのは大変なのかもしれないが、重複感で考えると因果関係はどうなるのか。距離が近くても役割分担さえ進んでいけば競合関係はないはずだし、似たような総合病院が並んでいけば、それは当然競合関係が起きるわけなので、そのあたり何か考え方があれば。

最後に一言だけ。繰り出し金について、水道と病院の話が出たが、これはもともとKPIで、公営企業改革の中で第2層の中でも取り上げられるべきことだと思う。繰り出し金の推移や現状についてはぜひ逐次把握していく必要があるかと思う。

- 地下常務執行役員　これは日本政策投資銀行単独の見解だが、私どもとしては、水道事業は補助金をなくす方向がいいのではないかと考えている。先ほどの説明資料にあったように、概ね給水人口が5万人を割ると繰入金が必要になるので、そこは事実上の広域化を図ることで規模の経済を働かせて、独立採算制を維持するということが必要なのではないか。ただし将来の設備投資が巨額になることを考えると、料金の値上げを完全に回避することは難し

いかと考えている。

水源の問題や地勢的な要因の勘案も個別のケース毎に重要だと思うが、我々の提案としては、原則として補助金は極力減らしていくツールとしての提案と受けとめていただければと思う。

- 内閣府（経済財政分析担当） 資料2の図表18についてだが、佐藤委員が指摘された通り、これは取組を行った自治体だけの事前事後の分析である。取組をしていない自治体のサンプルも含めて分析するのが本来、望ましいということがわかりながらも、そこまでは至っていない。下の方に具体的な手法を載せているが、中心市街地の活性化の基本計画のフォローアップをしたところからサンプルを取っただけであり、取組を行っていない自治体のサンプルを混ぜた上で差をとっていくのが好ましいと思う。その点については今後、改善していきたいと考えている。

資料3は距離の話だが、診療科のコントロールというのは、今回の分析ではできていないが、情報としては取れると記憶している。診療科の配置が重複しているかどうかということで変数を分けると、よりクリアな符号が出る可能性はあると思う。今回の分析では公立病院だけを単体で取り上げているが、研究会の中でも、医療・介護の連携の話が、特に不採算地区の医療提供体制を考える際には介護側の話も出てくるし、いわゆる被保険の健康サービス、健康ビジネス、そのあたりの役割で医療と介護とそれ以外の健康ビジネス全体の話というのは、議論に上ったということはお知らせできると思う。

- 伊藤由希子委員 資料3、資料4に関する補足として、佐藤委員から御質問いただいた介護という件であるが、介護のサービスの圏域確定は難しく、地理的にどこまでを含めるかについて、明確な基準がない。そのため分析には入っていない。参考までに当方の資料4の9ページ、10ページをご覧いただくと、補助金の繰り入れという点で病院、国保、県に関しては後期高齢者医療、市町村に関しては10ページに国保、老人保健、介護それぞれ繰入金がどの程度かということを示している。これを見ると比率として介護は重くなっていった。病院が平均0.7、0.8%であるのに対して、後期高齢者医療は既に繰入金、自治体全体の経常収入のうちの3%。市町村に関して申し上げますと介護3.2%と比重としてはかなり高くなっており、病院よりも介護の方が自治体の拠出としては重くなっている。病院がいずれ補助金の繰入金のあり方も含め、かなり大胆に見直しを迫られていることは確かであると思う。

また、先ほど御説明があった病院の競合の中身については、今回は一般病院に限ったのもので、救急告示病院かどうかという点だけは考慮をしている。そのため診療機能はおおむね重複すると見てよいかもかもしれないが、確かにもう少し詳しく見ることができればよいかと思っている。今後の改善のポイント

トとしたい。

○羽藤委員 主に2つ。前半の日本政策投資銀行の試算等については、非常によくやられていて、恐らくこういう仕組みで当分、動いていくのだろうなという気がした。ただ、0.76の更新率で普通にやると130年必要ということで5割料金上げということだが、それを一般会計負担金で補填している。これを変えていかなければいけない。これはまさにそのとおりであるが、一方で、これは日本全国では、何もやらない状態では一体幾らくらい必要になるのかという、財政に対する負担がどうしても知りたくなる。こうした問題を試算していく上で今どういうデータがあれば本当にそうした正確な数値が出せて、国民の皆さんの合意を得て取り組んでいけるのか。こうした共通のデータプラットフォームのようなものがあれば確度の高いことができると思うので、そのあたりについてもし要望等あればお聞かせいただきたい。

同時に、第三者のモニタリング組織、まさにこのような透明性や独立性、あるいは技術力を持った組織がないと、お手盛りでやっているのではないかといったようなことにもなりかねないため、そうした組織は必要不可欠だと思う。そうした組織ができることで、インフラの格付のようなこと、あるいは経営が本当になされているのかといったことをできて初めて意味があるわけだが、なかなか一筋縄で本当にできるのかといったようなところを考えると、水道だけでやってもという気もする。トータルのインフラの格付みたいなものも必要だと考えるとき、こういう組織を本当に作る上でどういったことが課題なのかといったことを、ぜひお聞かせいただきたい。

特にインフラに関しては、根本先生の試算等を見ていても、試算の数値の確度に相当ばらつきがあるように見える。同時に地域間でもおそらく数字にはばらつきがあることを考えると、情報が共有できていないこと、つまり情報の非対称性の問題で、必ずしも施策を打ち出したからといって良い状態に行くとは限らないような状態に陥りそうだという気がしたので、そうした点ではどういったことが課題なのかということをお聞かせいただきたい。

後半の内閣府の試算は、大きな成果として、公共施設に統合すると歳出削減効果が30年間で11.3兆円から28.9兆円と出てきそうだという事。ひとまず数字が出たということは1つ大きな意味があるかと思う。この数字は全くいい加減ということでもなく、きちんとしたデータに基づいて出しているので、統合に向けた動きを加速していくべきだという数字として使っていけそうだという気がしている。

ただ話に出たように、地域トータルでもっと統合が進められそうだとするところに関しては踏み込みが足りていない。要するに、病院を精査していくことで、重要な病院に関しては遠くから道路ネットワークを使って来ていた

だくような形での統合が必要だとすれば、それはまさにコンパクト・プラス・ネットワークの国土を同時に作っていくことで病院の統合、道路インフラ等の重点化、それによりトータルの財政の効果がもっと上がるといったような示唆にも踏み込めると思う。そうするとトータルの地域のビジョンとも組み合わせ考えていかなければいけないわけで、そのあたりについては今後トータルのインフラのビジョンが必要という気がしており、そこまでやらないともう一段、上の効果が見えてこないという気がしている。

○地下常務執行役員 まず係数については、総務省の統計及び厚労省の統計でかなり充実しているのので、分析は相当できる。ただ、公会計の基準をもう少し充実していただきたいというのはある。私自身も個別の自治体のコンサルテーションをやっていると、公営企業の場合は、民間であれば除却をたてる所をそうしていないなど、案外、個別独自に処理しているところがある。自治体間の実務能力格差もあるため、マクロ統計だけに頼っていると実態把握は難しい。また、この大規模水道事業者と中小水道事業者の格差というのは非常に大きく、それが第2点のモニタリングというところにもつながるのだが、先ほどの説明の中で50歳以上の職員が4割と書いているが、実は高度経済成長時代に採用された人はもうとっくに辞めてしまっている。そのため人口数万人の自治体などでは、例えば水道局員が3名とかしかおらず、去年まで税務課にいたというような方が水道局という看板でやっていたりするので、そういう自治体が民間に委託してモニタリングができるはずがないというところがある。提案の中にも「大規模水道事業者を活用して」と書かせて頂いたが、あとは全国レベルにするのか、地域レベルにするのか、取水流域ごとにするのか等、そこは知恵の絞りどころであろう。

○宇南山委員 水道についてお聞きしたいのだが、規模によってかなり収益に差があるという話がお示しされた後に、企業や自治体の自発性に任せた再編が可能ではないかというお話だった。そう考えると、先に収益のいい地域が統合して、さらに効率化を進めるけれども、収益性の低い地域が置いていかれてしまい、誰も引き取り手がいないという状況になってしまうと、むしろ問題が複雑化しないかというのが疑問だった。その辺のスキームは海外の事例などでどのように対応されているのか、もしお知恵があれば教えていただければと思う。

もう一つ、公共施設については学校の話が少し気になった。学校が、少子化が進むので統廃合を進めると色々な負担が小さくなるのか、ソフト化が可能ではないかというお話があったのだが、やはり学校に関しては教育という側面をもう少し重視すべきではないか。すなわち子どもは減っていくが、少人数講義の充実であるとか、必要とされる面積が本当に減っているのかどう

か、例えば1クラス当たりの人数が統廃合によってどのように変化するのか。学校全体の規模が下がると、教育上あまりよくない効果があるというようなことも言われている。教育上の観点から見て学校の統廃合というものがどういう意味を持つのか、例えば1クラス当たりの人口や、学校全体の規模など、そういった指標を加えていただき、教育に与える影響というのもこうした評価の中に入れていただければと思う。

- 地下常務執行役員 前段についてお答えする。私どもは実は不採算自治体もある程度広域化の対象には十分なると考えている。現在どういう実態かというと、小さい規模の水道事業者は発注力が十分でないので、プラントにしても薬剤にしても割高な購入になっている。そのためそこを統合してバーゲニングパワーを働かせるということ。小さい自治体も集約化してまとめて発注をすることによる規模の経済というのは、基本的には図れると思う。地勢的な問題等もあり、飛び地でごく小さい自治体等は確かに難しいかもしれないが、一般論的には不採算部分にも規模の経済が働き得るのでないかと考えている。

同様の考え方としては、例えばフランスは小さいコミューンに分かれているが、自治体ベースで広域化をしてまとめて発注しているところもあれば、個別にVeoliaとかSuezがついでに受託することで規模の経済のメリットを発揮している事例もあるように認識している。

- 内閣府（経済財政分析担当） 資料2では学校の例を試算しているわけであり、7ページに細かく色々書かせていただいているが、全国平均より面積が大きいところが全国並みになった場合という仮定の計算をしたということである。もちろん教育に対する影響はあるかもしれないが、この計算の中には含めていない。今後もう少し具体的に考える際には、そのように色々な副次的な影響を見ていくことも必要かと思うが、今回の試算はあくまで平均に戻すだけで、そこまで削減をするような計算をしているわけではないという点は御理解いただければと思う。

- 石川委員 資料2について意見を述べさせていただきたい。図表12にあるように、J小学校は用地購入売却費がマイナス計上されているので、集約・複合化によって不要になった用地を売却した。しかし、それ以外のほとんどの事例は、どちらかに集約して不要になった土地を売らなかったということだと理解する。集約化する1つのメリットは、空いた方の学校の用地を民間に売却をして、そこで民間投資を促すことだと思う。そのような土地の効率的な利用が経済効果としてプラスの意味であるのではないかと思うが、現状ではそれがほとんどできていない。

また、7ページに記載があるが、学校施設等の再編に伴うスクールバスの

運行費についても留意する必要がある。今回は実績値をもとに費用を計上したということだが、ローカルな地域では、小学校を集約することによって通えなくなる子供たちが出てくるので、スクールバスを動かすことによって費用が上がってしまうことがあると思う。コンパクト・プラス・ネットワークの観点でいくと、ネットワークのほうは公共交通網の形成計画のほうでいろいろと再編事業とか進められているが、いわゆる通常のコミュニティーバスをスクールバスと共用させるような形で、運行経費がそれほど上がらないというようなことも事例としてはあるのではないかと思う。そのように運行経費があまり上がらずに再編がうまくできたような事例も収集されるとよい。

同じく資料2の11ページについて伺いたい。図表18のまちなか集住化の促進のKPI②は、取り組みの変数との相関が得られなかったということだが、この変数は共同住宅の整備など供給側の話なので、例えばまちなかに居住することの需要側の話からすると、取組①のような、中心市街地に複合交流施設を整備することによって居住地域として魅力が高まり、人口が増えるということもあるのではないかと思う。そのような分析は、既にやったけれどもなかなか良い分析結果が得られなかったということなのかを教えてください。

もう一つ、資料1について13ページについては、非常に色々な分析を踏まえた上で良い提案をいただいていると思う。流域圏か都市圏か分からないが、中心的な都市のA市が将来的な費用のことも含めてコンセッション形式をとるとするのは分かるし、B町やC村のような、既に採算が合わない小さな地域が、規模の経済で費用は削減できる余地はあるかもしれない。しかし、フランスやイギリスのように寡占や地域独占のような形では、競争のインセンティブが働かず、結果としてそれなりの費用がかかってしまうこともあるように思う。そのあたり何か課題や対応策はあるのかお聞きしたい。

○地下常務執行役員 水道の方を御説明すると、御指摘のような課題は若干気になるところではある。ただ、実際はフランスの例で言うと、寡占になった後の競合というものが起きている。例えば、当初の大規模設備投資が必要なときは、コンセッション期間20年とか長期間委託してその間は独占になるのだが、次の契約更新期には、主要投資は終わっているので5年とか比較的短い期間の運営委託にすることが多い。そうすると、例えばVeoliaがやっていたものを次はSuezがとるとかその逆もあるという形で、寡占の中での競争原理というものが働いているようである。日本では、できれば数社よりは20社程度は出てきてほしいという気はするし、そのような状況となれば競争性も働いて一定のメリットは出てくるのではないか。ただ、課題は事業者が将来的に成算ありとして算入しようとするような環境を整えることであり、現実

には、まだそこは十分実現していないと認識している。

○内閣府（経済財政分析担当） 資料2に関して、いわゆる集約、複合化を色々したときに出てくる残余財産の処分もしくは活用というところは、今回の学校施設の事例の中にはなく、非常に保守的に統廃合されている例が今までの実勢ではないかと思う。ご指摘のあったような形での保有不動産の活用みたいなものは一層進めていく方が、効果を大きくするという意味では重要になってくるという認識は、分析をしながらも我々も共有している。

11ページの分析は、今回これだけしか行っておらず、クロスの効果がどうなるかなど、もう少し深める必要があるということは御指摘のとおりかと思う。最初に言及いただいたサンプルを増やすということも重要だと感じている。

最後にコミュニティーバス、スクールバスの話で、羽藤委員からもお話があったが、今回は学校単体の計算をしているが、本当はもう少し空間的にまちづくりを変えた場合に、色々なところが相互依存しながらコスト削減につながるという1つのシナリオを評価するというのがもっとも望ましいところであり、今回の分析は最初のステップということで御理解いただければと思う。

○赤林委員 私も学校施設の集約の部分に関心があり、宇南山委員が言われたことと同様で、問題は集約の結果どうなるのかということ。プラスの効果、マイナスの効果、色々あると思う。おそらくはつきりしないことがほとんどであるとは思いますが、触れられればよいと思う。

また、スクールバスが話題になったが、全体として30年間で年額何兆円というコスト削減が、我が国の教育費の中でどれぐらいを占めるのか資料の中で触れていただけたらと思う。コスト削減が目標と理解しているが、教育費全体を減らしてはほしくないと思っている人が多い。その中で多くの人が受け入れるのは、今の出し方、つまり、アロケーションの改善だと思う。

そう考えると、例えば施設の費用削減で教育費全体のどれぐらい割合で、それによりこういうことに支出できる、例えばスクールバスに支出したとしてもそれがせいぜい何%程度である、というような全体像が見えた方が、説得力がある。かつ、スクールバスを提供すると、別の問題、例えば安全の問題にもプラスアルファの効果があると思う。支出のプラスの部分を書く場ではないのかもしれないが、安全の向上にも使えるという言い方ができないか。その方が最終的には説得力が増すのではないかと思う。

○大橋委員 地方公営事業の1つの要素として公立病院の経営について意味のある分析をしていただいたと思っている。

今回は、収入と費用という観点から集約の影響を直接見ているわけではな

いので、そのようなインプリケーションを出されているのだと思うが、そういう観点で言うと、収入と費用に現れない部分での効果は非常に大きいと知っている。例えば臨床治験を集約することによって研究開発が加速化する、あるいは症例が集約されることによって人材育成がより促される、あるいは医療機器や医薬品の流通のあり方も大きく変わるはずだと思う。そうすると必ずしも公営病院だけにとられることなく、病院の供給体制はどうかという話にも広がっていく話であると思う。そうした入り口から公立病院のあり方を考えるのは非常に重要だと思うし、ここにあるよりも広がりを持った話であると捉えている。

- 伊藤由希子委員 学校サービスに関して。それぞれの自治体が建てた病院、学校、水道、下水道の中で学校に関しては人件費が別枠になっている。つまり病院も水道も、その自治体の職員が働いているので、いざ集約しようとなると労働組合などで、働いている方の雇用を守るということがファクターになるのだが、学校の場合は、施設は市立、町立学校だが、職員の人件費は都道府県から出ている。そのように考えると、学校というのは集約化のターゲットになりやすく、市町村としては施設のことだけで考えてしまえる部分がある。小さな自治体では、小学校が1つ減るということはそこから子どもが転出することを加速する点もあるので、地域の活性化の中でタイミングが問われる問題かと思う。小学校に行くのは6年間であるが、統廃合する段階でうち3年位仮設校舎で学ぶとなると、児童の小学校生活の大半がその余波を受ける。将来30年間にわたって集約化させることは確かだとしても、どこから始めて、どういうタイミングで、何年間にわたって統合する、という計画はかなり前からアナウンスして進めなければ、地域が混乱するのではということを考えている。

(資料6について吉原氏より説明)

- 吉原研究員 「土地の所有者不明化」ということで、本日議論されてきたこととは少し流れが違ってもいいが、土地という公共性の高いものをこれから人口減少社会の中でどういうふうにご利用していくか、そして、その情報をどのように把握をしていくか、整備していくかという点では、ここまでのインフラに関する議論とも共通するところがあると思っている。

我々東京財団がなぜ土地問題に取り組むようになったかということ、2008年の夏頃に関係者の方々から、北海道を中心に外国資本が日本の森林を買っているのではないかと、そうした土地売買がどのように地域に影響を与えるのか、政策研究をしてみる必要があるのではないかと問題提起があり、研究を

始めたという経緯である。

最初に実態把握から始めようと考えたのだが、その過程で実は土地の利用実態、売買事例を把握することそのものが簡単ではないことに気づいた。土地というものの公共性を考えると、土地の面積や、誰が持っているという基本情報は行政がきちんとした台帳を作成しているのだろうという先入観があったのだが、実はそうではないということが見えてきたことで、これは誰が買うという問題以前に、基礎情報を把握することにこそ課題があるのではないかと考えるようになった。基礎情報がきちんと分からないがために、新しいグローバル化ということに関してニュースが出ると右往左往してしまい、不安感がおられる。そうしたことから、人口減少、高齢化、そしてグローバル化という時代の変化に対して、今ある土地に関する情報基盤がどうなっているのか、本当に時代に合っているのか、見直す必要があるのではないかとこのところから研究を行ってきた。

我々がこの問題に取り組んだその後に東日本大震災が発生した。復興に当たって、用地取得に非常に時間がかかる。所有者を見つけることや、その権利関係の調整が難航した。あるいは、農地中間管理機構において農地の所有者の合意をとって集約化を図っていく際に、なかなか所有者が見つからず、合意形成に時間がかかる。また都市部においても、空き家対策を進める際に空き家の所有者が分からないということが自治体の現場では顕在化してきている。

なぜこのようなことになるのかだが、日本の土地情報、所有者情報の土台は不動産登記簿である。そして、不動産登記においては権利の登記は任意である。不動産登記の目的は権利の保全、そして安全な取引のためであり、そもそも最新の所有者情報を把握することが目的ではない。ところが日本の土地制度は戦後ずっと、任意の不動産登記を土台として所有者を把握するという構造である。そこにこそ問題の根幹があるのではないかと思っている。つまり国土情報の土台が任意に依っているということ。そして、個人の売買や、市場動向、景気などによって、登記をする、しないということも左右される。そうした個人の行動や市場動向によって国土情報の土台が左右されてしまう仕組みになっている。

高度経済成長の頃、地価が高騰し、皆が土地は財産だと思って登記を積極的にしていた時期であれば、そうした任意の情報基盤でも大丈夫であったと思う。あるいは地域に人がいて、あの土地は誰のものということが属人的に分かっていた。そういう時期であればよかった。しかし、今、地域から人が減っており、グローバルな取引もある。そして三大都市圏を除く大多数の地方圏では、ずっと地価の下落傾向が続いている。一方で登記にかかるコスト

や手続きに係る手間は変わらない。そうすると、その手間に見合わない、資産価値が目減りした、あるいは開発見込みのない土地については登記がされなくなる傾向が出てきている。これについては関係省庁も少しずつ実態調査を始めるようになっており、国交省が100地点についてサンプル調査を行ったところ、最後の登記が50年以上前だった地点が20%近くを占めている。昨年、農水省も全農地について相続未登記の実態を調査したところ、全国の農地のうち実に約2割に相続未登記のおそれがあるという結果が公表されている。つまり台帳上の名義人が亡くなっているおそれがあるということである。

こうした傾向がこのまま続いていくと、地域の活力を削ぐし、あるいはインフラを集約化していこうとか、新たな土地利用をしていこうというときの基本的な段階で、土地を確保する段階でつまずいてしまうおそれがある。このように土地の所有者がよく分からないという実態について、まだ地目を問わない全国調査は行われていない。そこで東京財団では全市町村を対象に2014年度にアンケート調査を行い、888の市町村から回答を得た。これを本日御報告したい。

所有者不明についての実態調査であるが、定義として、所有者不明とは何かと言うと、行政のどの台帳を見ても、所有者の所在や生きているのか亡くなっているのかが直ちにわからない状態を我々は所有者不明と定義している。台帳上には誰かの名前はある。しかし、住所がもう変わっていたり、亡くなっていたりということが相続未登記の増加によって多々あるわけである。

これについて、ここからお手元の資料の5ページについて御説明を始めたいと思う。所有者不明化によって問題が発生したことがあるかという問いに対しては、888市町村のうち557市町村が「あり」と回答した。ちなみにこれは税務課に尋ねている。なぜ税務課に尋ねたかと言うと、税務課では固定資産課税台帳を扱っているが、現在、固定資産課税台帳が所有者情報源として非常に重要視されるようになってきている。しかし、固定資産課税台帳は基本的には不動産登記簿の更新情報を土台として更新をされていくものである。相続未登記で登記簿が変わらなければ固定資産課税台帳の制度にも影響が及ぶメカニズムになっている。その関係で税務課に聞いている。そして、557自治体が所有者不明化による問題があると回答した。

次のページで、具体的にどういう問題があったかということについては、税務課に聞いたので当然かもしれないが、487自治体が、固定資産税の徴収が難しくなったとの回答。そして、それに続いて老朽化した空き家の危険家屋化、空き家の家屋の所有者がわからなくて困った、あるいは土地が放置されて荒廃が進んだという回答が続いた。

7ページ、死亡者課税について聞いた。これは先ほど申し上げたように、

不動産登記簿、相続登記がきちんとされないがゆえに、固定資産課税台帳の更新が追いつかない。本当は現場で相続人調査をして、実地域で相続人を探して課税をするというのが本来の姿であるが、相続未登記の増加によって、そうした地域での相続人調査が追いつかない。したがって、やむなく死亡者の名義のまま課税を続けている。そういう死亡者課税の実態について「あり」と答えたところが16%の市町村であった。納税義務者に占める死亡者名義のままの課税の比率は6.5%である。ただ、詳細は省略するが、我々としては、これは少なくとも6.5%ということだと思っており、その後のヒアリングなどの感触からすると、1割近くは死亡者のままではないかと思っている。

8ページ、今後こうした死亡者のまま課税をせざるを得ないケースが増えると思うかということに対しては、770の市町村が「増える」もしくは「どちらかといえば増える」と予想すると回答した。なぜそうなるのかということについて、9ページになるが、記述式で回答をいただいた。これは記述して書いてもらったものを分類したのだが、最も多かった回答が、相続が未登記のままの件数が減らないのではないかということ。手間やコスト、任意であることなどを考えると、東京、大阪に出て行ってしまった息子、娘が使わない田舎の土地の相続登記をわざわざすることはしないのではないか、という回答が一番多くあった。

その次に、自治体外在住者の死亡が把握できない。これは今の日本の死亡届の仕組みから、不在地主、すなわちその地域に土地は持っているけれども住民票は置いていないという人の死亡届は入らない仕組みになっている。そのため所有者の生死が分からない。次に、相続放棄・相続人不存在が増える。相続放棄というのは、能動的に自分はこの親の財産はもらっても困るだけだから要りませんというように相続放棄をする件数が、司法統計でも過去10年ずっと増加傾向にある。また、単身のまま一人っ子で子どももいない、そうした方の場合には親族が全て亡くなってしまうと相続する先がない、ということもこれから増える見込みがあるわけである。

11ページ、そのように所有者がよく分からないまま、課税を続けても滞納になって不納欠損処分をせざるを得ないことがどのくらいあるかということで、不納欠損処分に占める居所不明や死亡者課税に関するものは、金額ベースで18%という回答を得た。また、課税を繰り返しても滞納になって不納欠損処分をするということをずっと繰り返すこともやっつけられないので、課税自体をそもそも保留するという自治体も出てきている。それが12ページで、200自治体がそういった課税保留をしていると。そして課税保留の77%が所有者所在不明関連であるという回答を得た。

今回の調査から見えてきたことは、所有者不明の問題は局所的な問題では

ない、一時的な問題でもないということである。相続登記が行われる前提に立った現在の情報制度のあり方によって、相続未登記が増えることで所有者がよく分からないということが増えてきている。

今後どうしたらいいのかということで、15ページをご覧頂きたい。これはある自治体の方の言葉であるが、この問題は公共課題でありながら、個人の権利に関する部分が大きく、行政が積極的に動きにくい。しかもその個人の権利を必ずしも個人が理解していない。どこから手をつけていいかわからない。個人の財産であり、しかし土地という公共性の高いものについて、どこまで行政が関与できるのかという難しい問題があるわけである。これを解決するには、まず実態調査が必要であろうかと思っている。

16ページに、どういう実態調査が必要かということを書いたが、なかなか容易ではない。そもそも任意の登記情報しか確たる情報がない。また、今回調査してみて思ったのが、固定資産税の台帳システムというものは様式が統一されておらず、市町村ごとに項目も微妙に違っており、所有者、登記簿名義人、納税義務者、色々な項目がある。そうした情報基盤を今後マイナンバーなどで、横並びでつなげていく必要もあろうかと思う。そうした際に、国が情報の単位を標準化していないことによって、横につなげることが難しくなるのではないかということが見えてきた。

また、固定資産課税については、税務課では免税点以上のところからしっかりと税金を取ることが主眼であるので、免税点未満の、税金をかける必要がない土地についてはきちんと追っていく必要がないわけである。そうすると課税台帳を見ても、古い名義のまま残っているもののがかなりあるのではないかと思っている。

○石川委員 この問題は全国的に発生している問題であるが、特に私を感じるのは、地方の小都市である。大都市では、区画整理を行う時点で権利関係がある程度分かたりするが、古くから発展した中心市街地で区画整理を実施していない入り組んだ旧市街地のようなところは、かなり権利関係が複雑になっており、全然追えないということがある。そうすると、コンパクト・プラス・ネットワークの議論があるが、そのような地方の小都市では、中心地に集約したい、再編したいということがあっても、誰が住んでいるかということや、所有者が誰かということが分からないので、コンパクト化が進まないという問題がある。そのため所有の問題というのは、コンパクト・プラス・ネットワークの議論の中でも非常に大事な話であると思う。

○佐藤委員 固定資産税の免税点以下のところがまだ把握できていないというのは確かにそうだと思う。今回の一体改革の中において、地方財政ワーキング・グループにおいても地方税における徴収対策の推進というものが掲げら

れており、ある意味、固定資産税の徴収の適正化というのは単に税金を集めるという意味だけではなく、誰のものなのかを確認するという1つの公共情報になると思う。日本は税務データの活用が全く遅れているということを私は政府税調でも言っているのだが、例えば所得税の情報でも、個人の貧困状態なども把握できる。似たようなものとして、固定資産税の徴収の徹底ということ、所有者の確認のためのインフラ整備に関して行うというのは1つありかと思う。

○宇南山委員 必要な情報というのは、例えばマイナンバーを土地に関連付けるなどのことで十分なのか、あるいは土地についての新たなデータベースを作成しようといったアイデアなのか、教えていただければと思う。

○吉原研究員 新たなものをゼロからつくるのではなく、今のある仕組みを最大限使うのがよいと思う。そのため現在、関係者から色々な声が出てきている中では、不動産登記簿にマイナンバーを関連付けるのがよいのではという提案をされている方もいるし、自治体の方々からは固定資産課税台帳にマイナンバーを使えるようにしてほしいという声を多く聞く。

ただし、データベースがきちんと作成できても、そこに入れるべき情報を整えることが大前提である。民法上の法定相続人が増えてしまうと、厳密な意味での権利者というのは法定相続人全員になる。そのように法定相続人が増えてしまった土地について、現所有者をどのように確定させるのか。それは民法の問題になる。情報基盤をクラウド化しネットワークを作るにしろ、入れるべき情報の輪郭をきちんとするという意味では、民法上の手続の問題とは切り離せない問題である。情報基盤の問題は、相続登記の促進と、増えてしまった法定相続人をどのように現所有者にきちんと集約化して権利を整えていくかということと併せて考える必要があると思っている。

○伊藤由希子委員 以前、地方行財政ワーキング・グループで同様の話をお聞きした際、法務省の担当者が、任意である登記を義務化することはできないと明言していたので驚いた。

別の観点だが、個人情報に抵触しない形で整備を進められるものの1つとして公図があると思っている。公図は法務局に置いてあり、唯一のオフィシャルな地図として使われているが、明治時代に作られた地図で、現在家が建っているところに川が流れているなど、実体とかけ離れた図になっている。それをいまだに公図として使っていて、現在の地形との照らし合わせができないというのが信じられない。誰でもGoogle Mapを持ち歩いているような時代に、法務局がいまだに公図に書いてある地番と実測の地籍を対照できておらず、そこで行政コストが発生しているというのは非常に問題である。たとえ所有者が分からなかったとしても、少なくとも法務局で、現況通りの

地図を使って、どの土地に所有者がいないのかということだけでも明らかにすることはできると思われるので、このあたりは対応していただきたい課題であると思っている。

○西川次官 内閣府では現在、官房長官、および山本大臣のもとで、統計改革推進会議を実施している。そこでは統計改革だけでなく、証拠に基づく政策推進のための枠組み作りについて議論している。伊藤元重主査にも議員として参加していただいております、先週14日に中間報告を取りまとめていただいた。その中では経済財政諮問会議や、この評価・分析ワーキング・グループも含めた経済財政一体改革推進委員会における作業も、証拠に基づく政策、EBPM推進の一環として位置づけられるような形になっている。

当ワーキング・グループあるいは経済・財政一体改革推進委員会の作業は、経済財政改革の推進だけでなく、内閣におけるより実証的な政策の企画や見直しという意味も明確に加わっているので、委員の皆様方にはよろしくお願い申し上げます。

○越智副大臣 委員の皆様方にはいつも熱心な御議論を頂き感謝申し上げます。また本日は日本政策投資銀行の地下様と足立様、東京財団の吉原様に、貴重な分析事例の御紹介をいただき、感謝申し上げます。

本日も大変興味深い御指摘ばかりであったと思う。水道事業の経営改革については、日本政策投資銀行から色々なご提案を頂いた。公共インフラについては、電気、水道、ガス、電話などある中が、水道だけはずっと公営である。人口減少の中、固定費が大きな産業については積極的な改革が求められる中で、広域化や官民連携のお話などをいただいたわけであり、しっかり取り組んでいかなければいけないと改めて思った。

公共サービスのソフト化は、今までの「公設民営」とは逆の「民設公営」のような話であり、まだこれからの議論であると思うが、ぜひ深めていきたいと思ったところである。小中学校については、面積が大きいということに加え、どの年代層からも身近な施設なので、これらの利活用についてはしっかりと考えなければいけないと思う。病院については複数の先生方からも御指摘があったが、介護や在宅とどう連携するのか、あるいはトータルのインフラとの関係などの議論もあった。各地域の医療需要に対してどのようなサービスを提供するのかという基準需要とコストの問題が重要になってくると思う。

インフラ更新の費用は9兆円という巨費であることに鑑みると、これにつ

いては高橋委員も懸命に取り組んでおられるが、これからも進めていかなければいけない。

登記簿については、今まで権利関係を主張するための登記だったということが、問題の根源であると思う。この問題は今後深刻化する一方だと思うので、しっかり取り組んでいかなければいけないと思う。

委員の先生方におかれては、ぜひ引き続き熱心な御議論をお願いして、御挨拶とさせて頂く。